

Radiata Increase



FP2級 2021 年 1 月 実技 個人資産相談業務 過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



----- 解答にあたっての注意 -----

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2020年10月 1 日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮
しないものとします。

2. 問題は、【第 1 問】 から 【第 5 問】 まであります。
3. 各問の問題番号は、通し番号になっており、《問 1 》 から 《問15》
までとなっています。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
5. 解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

会員のAさん（44歳）は、妻Bさん（41歳）、長女Cさん（8歳）および二女Dさん（6歳）との4人暮らしである。Aさんは、住宅ローンの返済や教育資金の準備など、今後の資金計画を考えるうえで、自分が死亡した場合に公的年金制度から遺族給付がどのくらい支給されるのかを知りたいと思っている。そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん（1976年11月13生まれ・44歳・会社員）

- ・公的年金加入歴： 下図のとおり（2020年12月までの期間）
- ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

20歳	22歳	44歳
国民年金 保険料納付済期間 (29月)	厚生年金保険 被保険者期間 (48月)	
	被保険者期間 (213月)	
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額28万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬月額40万円)

(2) 妻Bさん（1979年10月15生まれ・41歳・パート従業員）

- ・公的年金加入歴： 20歳から22歳の大学生であった期間（30月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳からAさんと結婚するまでの8年間（96月）は厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

(3) 長女Cさん（2012年4月16生まれ・8歳）

(4) 二女Dさん（2014年12月22生まれ・6歳）

※妻Bさん、長女Cさんおよび二女Dさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》

Mさんは、Aさんに対して、Aさんが現時点（2021年1月24日）で死亡した場合に妻Bさんが受給することができる公的年金制度からの遺族給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

I 「Aさんが現時点において死亡した場合、妻Bさんに対して遺族基礎年金および遺族厚生年金が支給されます。遺族基礎年金を受けられる遺族の範囲は、死亡した被保険者によって生計を維持されていた『子のある（①）』または『子』です。『子』とは、18歳到達年度の末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級1級または2級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します。妻Bさんが受給することができる遺族基礎年金の額は（②）円（2020年度価額）となり、長女Cさんの18歳到達年度の末日終了後は（③）円（2020年度価額）となります」

II 「遺族厚生年金の額は、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の（④）相当額になります。ただし、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が□□□月に満たないときは、□□□月とみなして年金額が計算されます」

〈語句群〉

イ． 781,700 ロ． 1,006,600 ハ． 1,081,600 ニ． 1,231,500

ホ． 妻 ヘ． 配偶者 ト． 2分の1 チ． 3分の2 リ． 4分の3

【答え】

I

●遺族基礎年金の受給要件

- ・国民年金の加入者、老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上。
- ・死亡した者の基礎年金の保険料納付期間が加入期間の2/3以上。
- ・過去1年間に保険料の滞納がないこと。

●遺族基礎年金支給額

被保険者の死亡時、生計を維持されていた遺族(※)が対象

(※) 子のある年収850万円未満の配偶者(妻または夫)

子とは18歳到達年度の3月末日、20歳未満で障害等級1級または2級。

子供の数により支給額は違います。(令和2年度-2020年度-額)

子供1人： $781,700 \text{ 円} + 224,900 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} = 1,006,600 \text{ 円}$

子供2人： $781,700 \text{ 円} + 224,900 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 1,231,500 \text{ 円}$

子供3人： $781,700 \text{ 円} + 224,900 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} + 75,000 \text{ 円} = 1,306,500 \text{ 円}$

子供4人以上：1人増えるごとに75,000円追加

なお、条件を満たす配偶者と子がいる場合は、配偶者に権利があり、子には支給されません。

本問③ 長女Cさんが18歳到達年度末日に達すると、翌月から長女Cさんに係る子の加算額の支給が停止されます。

したがって正解は、① ヘ．配偶者 ② イ．781,700
③ ロ．1,006,600

II

●遺族厚生年金の受給要件

- ・ 老齢厚生年金の受給資格期間 25 年以上の者が死亡した時
- ・ 被保険者が死亡した時、保険料納付期間が加入期間の 2/3 以上。
- ・ 過去 1 年間に保険料滞納がないこと。
- ・ 被保険者であった時の傷病により、初診日から 5 年以内に死亡。
- ・ 障害厚生年金 1 級・2 級の受給権者

●遺族厚生年金支給額

- ・ 被保険者の死亡時点で老齢厚生年金の報酬比例部分の 3/4 相当額
- ・ 被保険期間が 300 月未満の場合は 300 月として計算されます。

●遺族厚生年金の受給対象者

被保険者の死亡時、生計を維持されていた遺族(※)で、**優先順位が高い者のみを対象**とします。

遺族(※)の優先順位

第 1 順位：配偶者(夫:55 歳以上)、子(18 歳到達年度の 3 月末日、障害者は 20 歳未満)、条件を満たす配偶者と子がいる場合は、配偶者に権利があり、子には支給されません。

第 2 順位：父母(55 歳以上)

第 3 順位：孫(18 歳到達年度の 3 月末日、障害者は 20 歳未満)

第 4 順位：祖父母(55 歳以上)

したがって正解は、④ リ． 4 分の 3

《問 2》

Aさんが現時点（2021 年 1 月 24 日）で死亡した場合、
《設例》の＜Aさんとその家族に関する資料＞および下記の
＜資料＞に基づき、妻 B さんが受給することができる遺族厚生年金
の年金額を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。
なお、年金額は 2020 年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理
は円未満を四捨五入すること。

＜資料＞

$$\text{遺族厚生年金の年金額（本来水準の額）} = (\text{㉑} + \text{㉒}) \times \frac{\square\square\square\text{月}}{\square\square\square\text{月}} \times \frac{\triangle}{\bigcirc}$$

㉑ 2003 年 3 月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{2003 年 3 月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003 年 4 月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{2003 年 4 月以後の被保険者期間の月数}$$

※問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」「○」「△」で示してある。

【答え】

●遺族厚生年金支給額

- ・被保険者の死亡時点で老齢厚生年金の報酬比例部分の 3/4 相当額
- ・被保険期間が 300 月未満の場合は 300 月として計算 されます。

遺族厚生年金(報酬比例分)の計算式

$$= (a + b) \times 300 \text{ 月} / \text{実際の被保険者期間} \times 3/4$$

※給付乗率が総報酬比例制導入前と後では異なるため、それぞれ計算します。

a. 総報酬制導入前の期間分

平均標準報酬月額 $\times$ 乗率 $\times$ 総報酬制導入前の被保険者期間の月数

b. 総報酬制導入後の期間分

平均標準報酬額 $\times$ 乗率 $\times$ 総報酬制導入後の被保険者期間の月数

a. 2003 年 3 月以前の期間分

$$280,000 \text{ 円} \times 7.125/1,000 \times 48 \text{ 月} = 95,760 \text{ 円}$$

b. 2003 年 4 月以後の期間分

$$400,000 \text{ 円} \times 5.481/1,000 \times 213 \text{ 月} = 466,981.2 \text{ 円}$$

$$a + b = 95,760 \text{ 円} + 466,981.2 \text{ 円} = 562,741.2 \text{ 円}$$

$$= 562,741 \text{ 円} \quad \text{円未満四捨五入}$$

遺族厚生年金の年金額

$$562,741 \times 300 \text{ 月} \div 261 \text{ 月} \times 3/4 = 485,121.552 \text{ 円}$$

$$= 485,122 \text{ 円} \quad \text{円未満四捨五入}$$

したがって正解は、485,122 円になります。

《問3》

Mさんは、Aさんに対して、妻Bさんに係る遺族給付の各種取扱い等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

- ① 「Aさんの死亡後、妻Bさんが厚生年金保険の被保険者として働くことは可能性として考えられると思います。遺族厚生年金の年金額は、妻Bさんの総報酬月額相当額と基本月額との合計額が47万円（2020年度価額）を超えなければ、全額支給されますので、支給停止となるケースを過度に心配されることはないと思います」
- ② 「二女Dさんの18歳到達年度の末日が終了し、妻Bさんの有する遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、妻Bさんが65歳に達するまでの間、妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額に中高齢寡婦加算が加算されます」
- ③ 「妻Bさんが受け取る遺族基礎年金および遺族厚生年金の年金額は、所得税法上、非課税所得となります」

【答え】

①は、不適切 ×

厚生年金保険の被保険者として働く場合は、在職老齢年金制度により一部または全部が支給停止となります。

年金額の支給停止には 60 歳～65 歳未満と 65 歳以上で異なります。

●在職中の年金（在職老齢年金制度）

70 歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70 歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所に勤めた場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。

<60 歳台前半（60 歳から 65 歳未満）の在職老齢年金>

・在職中であつても総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が 28 万円に達するまでは年金の全額を支給します。

・総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が 28 万円を上回る場合は、総報酬月額相当額の増加 2 に対し、年金額 1 を停止します。

・総報酬月額相当額が 47 万円を超える場合は、さらに総報酬月額相当額が増加した分だけ年金を支給停止します。

<65 歳以後の在職老齢年金>

・基本月額と総報酬月額相当額との合計が 47 万円以下の場合
・・・全額支給

・基本月額と総報酬月額相当額との合計が 47 万円を超える場合
・・・基本月額－（基本月額＋総報酬月額相当額－47 万円）÷2

②は、適切 ○

中高齢寡婦加算とは

夫死亡時に 40 歳以上で、子のいない妻や、子があってもその子が遺族基礎年金における加算対象外となったときに、40 歳から 65 歳になるまでの妻には、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算されます。

本問では、妻 B さんには、遺族基礎年金の支給対象となる子である C さん・D さんがいる(2 人とも 18 歳未満)ため、現時点では中高齢寡婦加算の対象外ですが、末子の二女 D さんが 18 歳到達年度末日に達すると妻 B さんは遺族基礎年金の受給権を失いますが、その時点で妻 B さんは 53 歳ですので 65 歳になるまで中高齢寡婦加算額を受け取れます。

③は、適切 ○

遺族年金や障害年金から受ける年金額は、所得税法上の非課税所得です。

【第2問】

次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（40歳）は、預貯金を500万円程度保有しているが、上場株式を購入した経験がない。Aさんは、証券会社でNISA口座を開設し、同じ業種のX社株式またはY社株式（2銘柄とも東京証券取引所市場第一部上場）を同口座で購入したいと考えている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

<財務データ>

（単位：百万円）

	X社	Y社
資 産 の 部 合 計	920,000	720,000
負 債 の 部 合 計	370,000	480,000
純資産の部合計	550,000	240,000
売 上 高	910,000	670,000
営 業 利 益	90,000	40,000
経 常 利 益	80,000	30,000
当 期 純 利 益	56,000	20,000
配 当 金 総 額	20,000	10,000

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

<株価データ>

X社：株価1,250円、発行済株式数5億株、1株当たり年間配当金40円

Y社：株価1,354円、発行済株式数2億株、1株当たり年間配当金50円

※《設例》および各問において、以下の名称を使用している。

- ・少額投資非課税制度に係る非課税口座を「NISA口座」という。
- ・非課税上場株式等管理契約に係る少額投資非課税制度を「一般NISA」といい、当該非課税管理勘定を「一般NISA勘定」という。
- ・非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度を「つみたてNISA」といい、当該累積投資勘定を「つみたてNISA勘定」という。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 4》

《設例》のデータに基づいて算出される次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は表示単位の小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位までを解答すること。

- ① X 社および Y 社の R O E
- ② X 社および Y 社の P E R

【答え】

① X社およびY社のROE

ROE（自己資本利益率）は、自己資本を使ってどれだけ効率的に利益を上げたかを示す指標です。ROEが高いほど、収益性が高い会社と判断できます。

$$\text{ROE (\%)} = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$$

X社の当期純利益 56,000 百万円、
自己資本（＝純資産） 550,000 百万円

$$56,000 \div 550,000 \times 100 = 10.181\cdots$$

→小数点以下第3位を四捨五入 10.18%

したがって正解は、X社ROEは10.18(%)

Y社の当期純利益 20,000 百万円、
自己資本（＝純資産） 240,000 百万円

$$20,000 \div 240,000 \times 100 = 8.333\cdots$$

→小数点以下第3位を四捨五入 8.33%

したがって正解は、Y社ROEは8.33(%)

②X社およびY社のP E R

PER（株価収益率）は、株価が1株当たり当期純利益の何倍であるかを示す指標です。PERが低いほど株価が割安と判断します。

$$\text{PER(倍)} = \text{株価} \div \text{1株当たり当期純利益} \quad \text{P/E}$$

X社の株価 1,250 円、

1株当たりの当期純利益 56,000 百万円(560 億) $\div$ 5 億 = 112 円

$$1,250 \text{ 円} \div 112 \text{ 円} = 11.160\cdots$$

→小数点以下第3位を四捨五入 11.16 倍

したがって正解は、X社のPER 11.16(倍)

Y社の株価 1,354 円、

1株当たりの当期純利益 20,000 百万円(200 億) $\div$ 2 億 = 100 円

$$1,354 \text{ 円} \div 100 \text{ 円} = 13.54 \text{ 倍}$$

したがって正解は、Y社のPER 13.54 倍

《問 5》

Mさんは、Aさんに対して、《設例》のデータに基づいて、株式の投資指標等について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「PBRは、株価（時価総額）が企業の純資産（自己資本）と比べて割高であるか、割安であるかを判断するための指標です。PBRが1倍を下回るX社株式およびY社株式は割安と判断できます」

② 「一般に、配当利回りが高いほど、株主に対する利益還元の度合いが高いと考えることができます。Y社株式の配当利回りは50%であり、X社株式の配当利回りを上回ります」

③ 「一般に、自己資本比率が高いほど、経営の安全性が高いと考えられています。自己資本比率はY社よりもX社のほうが高くなっています」

【答え】

①は、不適切 ×

PBR（株価純資産倍率）は、株価が1株当たり純資産の何倍であるかを示す指標です。

$$\text{PBR(倍)} = \text{株価} \div 1 \text{株当たり純資産} \quad \text{P/B}$$

1倍を下回っているということは、株価がその企業が解散したときの価値未満になっているということです。
一般的には割安であると判断します。

X社の純資産 550,000 百万円 (=5,500 億円)、
発行済株式総数 5 億株

1株当たりの純資産は $5,500 \text{ 億円} \div 5 \text{ 億株} = 1,100 \text{ 円}$
X社の株価は 1,250 円

X社の PBR = $1,250 \text{ 円} \div 1,100 \text{ 円} = 1.1363\cdots\text{倍}$

Y社の純資産は 240,000 百万円 (=2,400 億円)、
発行済株式総数は 2 億株

1株当たりの純資産は $2,400 \text{ 億円} \div 2 \text{ 億株} = 1,200 \text{ 円}$
Y社の株価は 1,354 円

Y社の PBR = $1,354 \text{ 円} \div 1,200 \text{ 円} = 1.1283\cdots\text{倍}$

X社・Y社ともに PBR が 1 倍を上回っています。

②は、不適切 ×

配当利回りは、株価に対する年間配当金の割合を示す指標です。

$$\text{配当利回り} = 1 \text{ 株当たりの年間配当金} \div \text{株価} \times 100$$

X 社の 1 株当たり年間配当金は 40 円、

株価は 1,250 円

$$\text{X 社の配当利回り} = 40 \text{ 円} \div 1,250 \text{ 円} \times 100 = \underline{3.2\%}$$

Y 社の 1 株当たり年間配当金は 50 円、

株価は 1,354 円

$$\text{Y 社の配当利回り} = 50 \text{ 円} \div 1,354 \text{ 円} \times 100 = \underline{3.692\cdots\%}$$

50%ではありません。

Y 社の配当利回り > X 社の配当利回り

となります。本問の 50%は当期純利益に対する年間配当金の割合を示す配当性向の値です。

③は、適切 ○

自己資本比率は、負債および純資産の合計額である総資本に占める純資産の割合のことです。

自己資本比率が高いほど経営の安全性が高いと考えられます。

$$\text{自己資本比率} = \text{純資産} \div (\text{負債} + \text{純資産}) \times 100$$

X 社の純資産は 550,000 百万円、

総資本は資産と同額の 920,000 百万円

$$550,000 \div 920,000 \times 100 = \underline{59.782\cdots\%}$$

・Y 社の純資産は 240,000 百万円、

総資本は資産と同額の 720,000 百万円

$$240,000 \div 720,000 \times 100 = \underline{33.333\cdots\%}$$

したがって、自己資本比率は X 社の方が高くなっています。

《問 6》

Mさんは、Aさんに対して、N I S Aについて説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「 N I S A口座で上場株式を購入する場合は、一般N I S Aを利用してください。つみたてN I S A勘定に受け入れることができる対象商品は、所定の要件を満たす公募株式投資信託やE T Fですので、上場株式をつみたてN I S A勘定に受け入れることはできません」

② 「 一般N I S AとつみたてN I S Aは、同一年中において、併用して新規投資等に利用することができませんので、どちらか一方を選択して、利用することになります」

③ 「 2020 年度税制改正により、2021 年中に一般N I S A勘定に新規で受け入れることができる非課税投資枠は、年間 120 万円から 102 万円に見直されています」

【答え】

①は、適切 ○

つみたてNISAとは、特に少額からの長期・積立・分散投資を支援するための**非課税制度**です（2018年1月からスタート）。

つみたてNISAの対象商品は、手数料が低水準、頻繁に分配金が支払われないなど、長期・積立・分散投資に適した**公募株式投資信託と上場株式投資信託（ETF）に限定**されています。
上場株式をつみたてNISA勘定に受け入れることはできません。

②は、適切 ○

口座開設について**NISA口座は、1人1口座（1人1金融機関）**に限り開設できます。

ただし、NISA口座内で、つみたてNISA又は一般NISAの**どちらか一方を選択する必要があります**。

年単位でつみたてNISAと一般NISAを変更することも可能ですが、原則として、変更しようとする年の前年の10月から12月の間に、金融機関で変更の手続きを完了する必要があります。

③は、不適切 ×

2020年度の税制改正により、**2024年以降の新NISA**は2階建ての構造になることが決まっています。

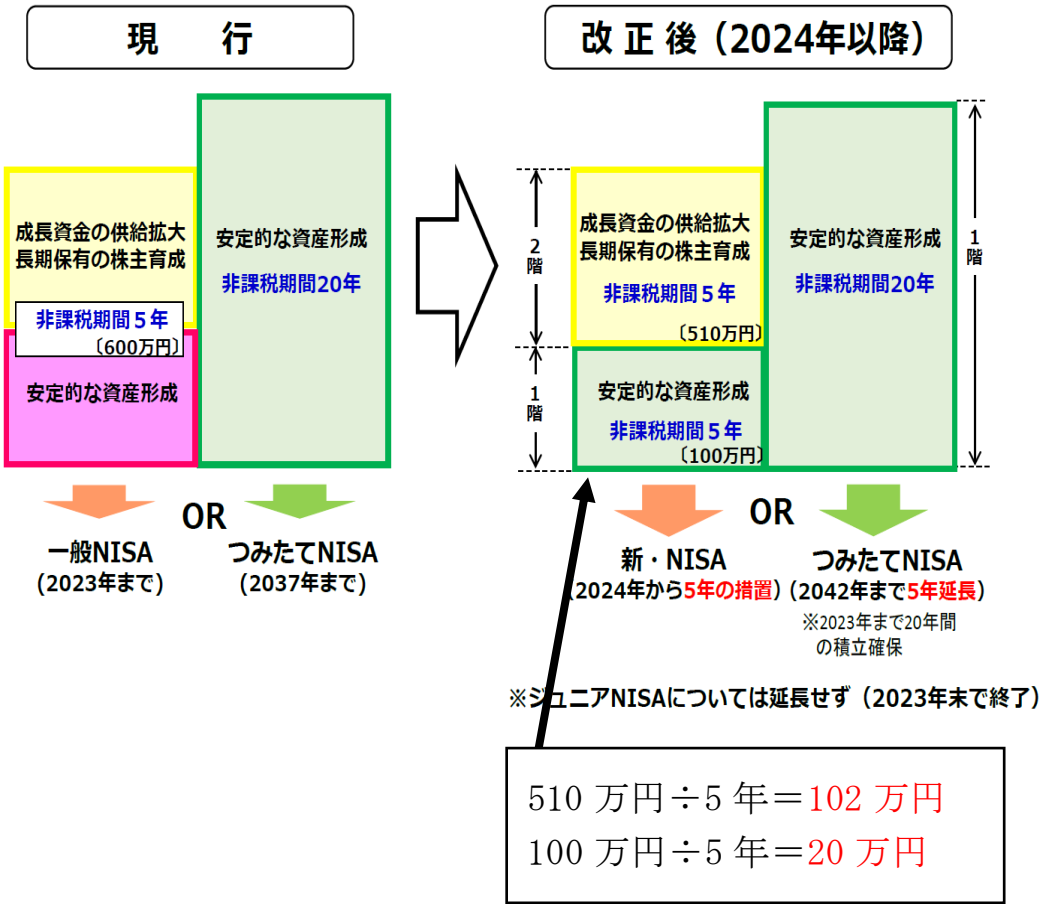
1階部分となる積み立て枠（年間20万円）に投資した人が、2階部分となる投資枠（年間102万円）を使って従来のように株式投資などができる仕組みです。

これは2024年から適用される枠組みなので、2021年中の一般NISA勘定に受け入れられる非課税投資枠は120万円です。

新 NISA に関しては、下記を参考にしてください。（出典：金融庁）

NISA改正のイメージ

- 2階建ての**新・NISA**を創設、1階はつみたてNISA類似（非課税期間は5年間）、2階部分は一般NISA類似
- 原則として、1階部分で積立投資を行った者が2階部分での非課税投資を行えるように
⇒ より多くの国民が積立分散投資を経験
（例外として、上場株式のみへの投資の場合は1階部分への投資なしに2階部分で投資可能）



【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務する会社員のAさんは、妻Bさん、長女Cさんおよび母Dさんとの4人家族である。Aさんは、2020年10月に定年を迎え、X社から退職金の支給を受けた。Aさんは、X社の継続雇用制度を利用して、引き続き、X社に勤務している。なお、金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん （60歳） ： 会社員

妻Bさん （53歳） ： 専業主婦。2020年中に、パートタイマーとして給与収入100万円を受け取っている。

長女Cさん（25歳） ： 大学院生。2020年中の収入はない。

母Dさん （84歳） ： 2020年中に、老齢基礎年金60万円を受け取っている。

＜Aさんの2020年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額 ： 750万円

(2) 不動産所得の金額 ： ▲150万円

・損失の金額150万円のうち、土地等の取得に係る負債の利子10万円を含む。

(3) 一時払変額個人年金保険（確定年金）の解約返戻金

契約年月 ： 2009年5月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 ： Aさん

死亡保険金受取人 ： 妻Bさん

解約返戻金額 ： 800万円

一時払保険料 ： 500万円

(4) X社から支給を受けた退職金の額 ： 2,200万円

・定年を迎えるまでの勤続年数は34年9カ月である。

・「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

※妻Bさん、長女Cさんおよび母Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2020年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》

AさんがX社から受け取った退職金に係る退職所得の金額を計算した下記の計算式の空欄①～③に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

＜退職所得控除額＞

$$800 \text{ 万円} + (\text{①}) \text{ 万円} \times (\square\square\square \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = (\text{②}) \text{ 万円}$$

＜退職所得の金額＞

$$(2,200 \text{ 万円} - (\text{②}) \text{ 万円}) \times \square\square\square = (\text{③}) \text{ 万円}$$

【答え】

$$\begin{aligned} & \text{退職所得の金額} \\ & = (\text{退職に係る収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \end{aligned}$$

※退職所得控除

勤続年数が 20 年以下の期間は 1 年当たり 40 万円（最低 80 万円）

20 年を超える期間は 1 年当たり 70 万円の控除です。

なお、勤続年数が 1 年に満たない端数は切り上げられます。

Aさんは勤続年数 34 年 9 カ月　勤続年数は 35 年で計算します。

$$\begin{aligned} \text{退職所得控除額} &= 40 \text{ 万円} \times 20 \text{ 年} + 70 \text{ 万円} \times (35 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) \\ &= 800 \text{ 万円} + 1,050 \text{ 万円} = 1,850 \text{ 万円} \end{aligned}$$

よって、退職所得金額は

$$(2,200 \text{ 万円} - 1,850 \text{ 万円}) \times 1/2 = 175 \text{ 万円}$$

したがって正解は、① 70 ② 1,850 ③ 175

《問 8》

Aさんの2020年分の所得金額について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は万円単位とすること。

- ① 総所得金額に算入される一時所得の金額
- ② 総所得金額

＜資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30%＋8万円
360	～	660	収入金額×20%＋44万円
660	～	850	収入金額×10%＋110万円
850	～		195万円

【答え】

① 総所得金額に算入される一時所得の金額

一時所得

=収入額－収入を得るために支出した額－特別控除 50 万円

※総合所得を算出する際には 上記×1/2 が合算対象

一時払変額個人年金保険（確定年金）の解約は契約 2009 年 5 月から 5 年を経過した後ですので、受け取った解約返戻金は一時所得に該当します。

収入金額：解約返戻金額の 800 万円

支出金額：一時払保険料の 500 万円

$$800 \text{ 万円} - 500 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円} = 250 \text{ 万円}$$

$$\text{※} 250 \text{ 万円} \times 1/2 = \underline{125 \text{ 万円}}$$

したがって①の正解は、125 万円

② 総所得金額

まず、 $\text{給与所得} = \text{給与収入等の金額} - \text{給与所得控除額}$

給与収入 750 万円 資料より、660～850 の控除額

給与所得控除額：750 万円 $\times 10\% - 110$ 万円 = 185 万円

給与所得の金額：750 万円 $- 185$ 万円 = 565 万円

※A さんには 23 歳未満の扶養親族がいますが、給与収入 850 万円以下なので所得金額調整控除（子ども等）は計算不要です。

次に不動産所得

不動産所得は▲150 万円

損益通算の対象外：土地の取得に係る借金の利子 10 万円

よって、▲150 万円 $- 10$ 万円 = ▲140 万円が合算対象となります。

最後に、一時所得

①で求めた 125 万円

総所得金額 = 給与所得 + 不動産所得 + 一時所得

565 万円 + ▲140 万円 + 125 万円 = 550 万円

したがって正解は、550 万円

《問 9》

Aさんの2020年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「妻Bさんの合計所得金額は 48 万円以下であるため、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます」
- ② 「Aさんが適用を受けることができる長女Cさんに係る扶養控除の控除額は、38 万円です」
- ③ 「Aさんが適用を受けることができる母Dさんに係る扶養控除の控除額は、48 万円です」

【答え】

①は、適切 ○

＜控除対象配偶者となる人の範囲＞

控除対象配偶者とは、その年の12月31日の現況で、下記、要件のすべてに当てはまる人です。

- ・民法の規定による配偶者であること（**内縁関係の人は該当しません**）。
- ・納税者と**生計を一**にしていること。
- ・年間の**合計所得金額が 48 万円以下**であること。（給与のみの場合は**給与収入が 103 万円以下**）
- ・青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の**事業専従者でないこと**。

配偶者控除額の金額

控除を受ける納税者 本人合計所得金額	控除額	
	一般控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	<u>38 万円</u>	48 万円
900 万円超 950 万円 以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万 円以下	13 万円	16 万円

妻 B さん合計所得金＝100 万円－55 万円＝45 万円 控除対象配偶者

②は、適切 ○

対象扶養家族	年齢	控除額
一般の控除対象扶養家族	16 歳以上 18 歳以下 23 歳以上 69 歳以下	38 万円
特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	63 万円
非同居老人扶養親族	70 歳以上	48 万円
同居老人扶養親族		58 万円

扶養控除の要件

- ・納税者本人と生計を一にしていること
- ・年末時点で 16 歳以上であること
- ・合計所得金額が 48 万円以下であること

長女 C さん 25 歳、収入なし、・・・一般扶養親族 控除額 38 万円

③は、不適切 ×

母 D さん(84 歳)は、老齢基礎年金 60 万円 所得は 0 です。
公的年金等の収入金額の合計額が 1,100,000 円までの場合は、所得金額はゼロとなります。控除対象扶養親族に該当します。同居の老親なので、母 D さんに係る扶養控除の控除額は 58 万円です。

公的年金等に係る雑所得の速算表(令和2年分以後)

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下			
年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)		
	1,100,001円から3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

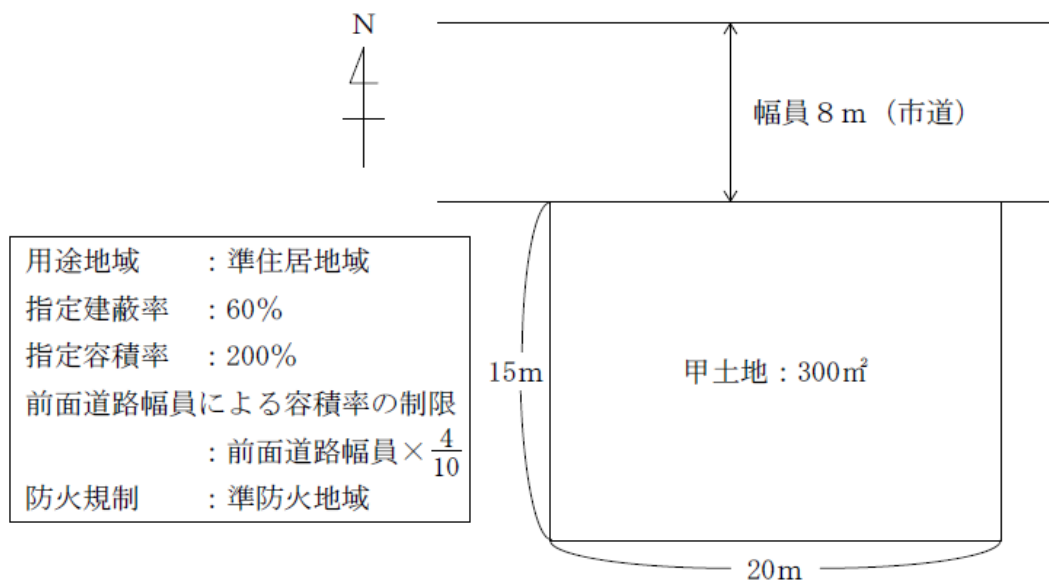
《設 例》

Aさん（55歳）は、自動車メーカーに勤務する会社員である。2020年10月、M市内の実家（甲土地および建物）で1人暮らしをしていた母親が死亡した。法定相続人は、1人息子のAさんのみであり、相続に係る申告・納税等の手続は完了している。

甲土地（地積：300㎡）は、最寄駅から徒歩5分に位置し、準住居地域に指定されている。周辺では宅地開発が進んでおり、築50年を超える実家の建物は、周りの建物に比べると、いかにも場違いな存在となっている。

Aさんは、他県に所有する持家に妻と子の3人で暮らしており、実家の売却を検討している。他方、先日、大手ドラッグストアのX社から「甲土地での新規出店を考えています。弊社との間で事業用定期借地権の契約を締結してもらえないでしょうか」との提案があり、Aさんは甲土地の有効活用にも興味を抱くようになった。

＜甲土地の概要＞



- ・ 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》

甲土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）

- ① 建蔽率の上限となる建築面積
- ② 容積率の上限となる延べ面積

【答え】

① 建蔽率の上限となる建築面積

建築面積の上限＝土地の面積×土地の建ぺい率

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

① 防火地域内にある耐火建築物	プラス 10%
② 特定行政庁が指定する角地	プラス 10%
③準防火地域の耐火・準耐火建築	プラス 10%
上記の①②の両方に該当する場合 (10%+10%)	プラス 20%
建ぺい率が 80%とされている地域内で、防火 地域内の耐火建築物	建ぺい率 100 (建ぺい率の制限なし)

甲土地：指定建蔽率 60%、準防火地域（建ぺい率の上限緩和対象）
敷地面積 300 m²

※耐火建築物を建築する場合には 10%の緩和を受けられます。

$$\text{建築面積} = 300 \text{ m}^2 \times (60\% + 10\%) \% = 210 \text{ m}^2$$

したがって正解は 210 (m²) になります。

② 容積率の上限となる延べ面積

$$\text{延べ面積の上限} = \text{土地面積} \times \text{その土地の容積率}$$

建築物の敷地が、容積率の異なる2つ以上の地域にわたる場合、敷地全体の延べ面積の上限は、「**各地域の面積**×**各容積率**」の合計となります。

※容積率には、**前面道路の幅が12m未満の場合**、用途地域によって制限があります。計算式結果と**指定容積率**を比べて、**小さいほうが容積率の上限**です。（前面道路が12m以上は指定容積率を使用）

前面道路の幅×**法定乗数**

住居系用途地域の場合……前面道路幅×**4/10**

その他の用途地域の場合…前面道路幅×**6/10**

本問の対象地

指定容積率 200%、

前面道路の幅×法定乗数 $8\text{m} \times 4/10$ (**準住居地域**) $\times 100 = 320\%$

指定容積率 200% < 計算上容積率 320% 小さい方の 200%を使用

$$\text{延べ面積} = 300 \text{ m}^2 \times 200\% = 600 \text{ m}^2$$

したがって正解は、600(m²)になります。

《問 11》

X社が提案する事業用定期借地権方式に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「事業用定期借地権方式とは、借主であるX社が甲土地を契約で一定期間賃借し、X社が建物を建設する手法です。本方式のメリットとして、土地を手放さずに安定した地代収入を得ることができること、期間満了後は土地が更地となって返還される点などが挙げられます」

② 「事業用定期借地権等は、存続期間が10年以上30年未満の事業用借地権と30年以上50年未満の事業用定期借地権に区別されます。事業用定期借地権等の設定契約は、公正証書により作成しなければなりません」

③ 「X社が甲土地にドラッグストアの店舗を建設した場合、相続税額の計算上、甲土地は貸家建付地として評価されます。自用地価額1億円、借地権割合60%、借家権割合30%、賃貸割合100%とした場合の甲土地の相続税評価額は8,200万円です」

【答え】

①は、適切 ○

事業用定期借地権方式

土地の所有者が、定期借地権を設定した土地を貸し、デベロッパーが開発事業を行う方式です。土地を貸し付けるだけなので収入は少なくなります。土地所有者は事業資金の負担はなく安定した経営ができます。また、事業用定期借地権等では期間満了により借地関係が終了するので、原則として建物は借主により取り壊され、更地で返還されることになります。

②は、適切○

事業用定期借地権

存続期間が10年以上30年未満の事業用借地権と30年以上50年未満の事業用定期借地権に分かれます※。

事業用定期借地権契約は公正証書で契約しなければなりません。

③は、不適切×

事業用定期借地権の設定で貸している土地は、相続税法上は、貸宅地として評価します。

甲土地の評価額＝1億－(1－60%)＝4,000万円

本問の貸家建付地は、自ら所有する貸家が建っている土地の区分です。

《問 12》

被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例（以下、「本特例」という）に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「本特例の適用を受けるための要件の1つとして、1981(昭和56)年5月31日以前に建築された家屋であることが挙げられます。実家の建物を取り壊して、甲土地を更地にした場合、本特例の適用を受けることはできませんので、本特例の適用を検討しているのであれば、建物は現況の空き家のままにしておいてください」

② 「本特例の適用を受けた場合の特別控除の額は最高3,000万円です。本特例と相続財産を譲渡した場合の取得費の特例（相続税の取得費加算の特例）とは選択適用となりますので、有利なほうを選択するようにしてください」

③ 「本特例の適用を受けるためには、確定申告書に被相続人居住用家屋等確認書を添付する必要があります。当該確認書は実家が所在する地域を管轄する法務局に申請し、交付を受けてください」

【答え】

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を、平成 28 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高 3,000 万円まで控除することができます。

●特例の対象となる「被相続人居住用家屋」及び「被相続人居住用家屋の敷地等」

下記の次の 3 つの要件全てに当てはまるもの

- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたこと。
- ・ 区分所有建物登記がされている建物でないこと。
- ・ 相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと。

●特例を受けるための適用要件

・ 売った人が、相続又は遺贈により被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等を取得したこと。

・ 相続の開始があった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに売ること。

・ 相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋を売るか、被相続人居住用家屋とともに被相続人居住用家屋の敷地等を売ること。

・ 相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋の全部の取壊し等をした後に被相続人居住用家屋の敷地等を売ること。

・ 売却代金が 1 億円以下であること。

・ 売った家屋や敷地等について、相続財産を譲渡した場合の取得費の特例や収用等の場合の特別控除など他の特例の適用を受けていないこと。

- ・ 同一の被相続人から相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等について、この特例の適用を受けていないこと。

- ・ 親子や夫婦など特別の関係がある人に対して売ったものでないこと。

①は、不適切 ×

本特例は、家屋を取り壊して更地で譲渡するか、その家屋とともに敷地を譲渡することで適用を受けられますが、建物付で譲渡する場合は、改修等を行ってその建物が一定の耐震基準を満たすようにする必要があります。

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建物を取り壊し、更地にして譲渡する場合も本特例の適用対象です。

②は、適切 ○

相続税の取得費加算の特例（選択適用）

相続により取得した土地・建物・株式などを、一定期間内に譲渡した場合に、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができる特例。

売った家屋や敷地等について、「相続財産を譲渡した場合の取得費の特例」や「収用等の場合の特別控除」など他の特例の適用を受けている場合、原則として本特例の適用は受けられません。

③は、不適切 ×

本特例の適用を受けるためには、相続発生から譲渡まで事業・貸付・居住用に使われていないこと証明するため、売った資産の所在地を管轄する市区町村長から交付を受けた被相続人居住用家屋等確認書が確定申告時に必要になります。法務局ではありません。

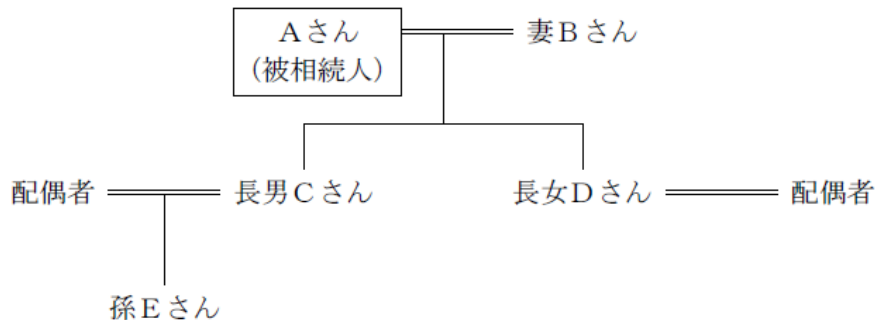
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

非上場企業であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であったAさんは、2020年12月22日（火）に病気により79歳で死亡した。

Aさんは、自宅に自筆証書遺言を残しており、相続人等は自筆証書遺言の内容に従い、Aさんの財産を下記のとおり取得する予定である。また、妻Bさんは、死亡保険金2,500万円およびX社から死亡退職金5,000万円を受け取っている。

＜Aさんの親族関係図＞



＜各人が取得する相続財産（みなし相続財産を含む）＞

①妻Bさん（75歳）

現金および預貯金 …… 1,000万円

自宅（敷地330㎡） …… 1,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の金額）

自宅（建物） …… 500万円（固定資産税評価額）

死亡保険金 …… 2,500万円（契約者（＝保険料負担者）・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は妻Bさん）

死亡退職金 …… 5,000万円

②長男Cさん（52歳）

現金および預貯金 …… 7,000万円

X社株式 …… 2億1,000万円（相続税評価額）

③長女Dさん（50歳）

現金および預貯金 …… 2,000万円

④孫Eさん（24歳）

現金および預貯金 …… 1,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》

Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「Aさんの相続が開始し、相続人が自宅に保管されていたAさんの自筆証書遺言を発見した場合、相続人は、遅滞なく、自筆証書遺言を（ ① ）に提出して、その検認を請求しなければなりません」

II 「Aさんが 2020 年分の所得税および復興特別所得税について確定申告書を提出しなければならない場合に該当するとき、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から（ ② ）カ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」

III 「Aさんに係る相続税の申告書の提出期限は、原則として、2021 年（ ③ ）になります。申告書の提出先は、Aさんの（死亡時の）住所地を所轄する税務署長です」

〈語句群〉

イ． 3 ロ． 4 ハ． 10 ニ． 公証役場 ホ． 家庭裁判所 ヘ． 法務局
ト． 9月22日（水） チ． 10月22日（金） リ． 11月22日（月）

【答え】

I ①は、ホ．家庭裁判所

自筆証書遺言とは、遺言者が本文・日付・氏名のすべてを自書し、それに押印して作成する遺言書です（2019 年から財産目録についてパソコンでも可能となりました）。

自筆証書遺言を保管していた人・発見した人は、相続開始を知った後、遅滞なく、家庭裁判所に遺言書を提出し検認を請求しなければなりません。

II ②は、ロ． 4

年の中で死亡した納税者が確定申告義務者である場合に、その亡くなった人の代わりに相続人が行う確定申告を「準確定申告」といいます。準確定申告は、原則として相続開始があったことを知った日の翌日から 4 カ月以内に行う必要があります。

III ③は、チ． 10 月 22 日（金）

相続税の申告書は、相続開始があったことを知った日の翌日から 10 カ月以内に相続人の死亡時の住所地を管轄する税務署長に提出することになります。なお、応当日が土日祝日の場合には休み明けが期限となります。

Aさんは12月22日（火）に亡くなっているので、10 カ月後の応当日に当たる翌年 10 月 22 日（金）が相続税の申告書の提出期限になります。

《問 14》

Aさんの相続等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「妻Bさんが受け取った死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となります。妻Bさんが受け取った死亡保険金2,500万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は500万円となります」

② 「長女Dさんが遺留分に相当する財産を受け取ることができない場合、長女Dさんは、長男Cさんに対して、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができます。遺留分侵害額請求権は、相続の開始があったことを知った時から3カ月以内に行使しない場合、時効により消滅します」

③ 「孫Eさんは、相続税額の2割加算の対象になります」

【答え】

①は、不適切 ×

相続人が受け取る死亡保険金と死亡退職金には、非課税枠があります。

$$\text{非課税枠} = 500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$$

法定相続人：妻 B さん・長男 C さん・長女 D さんの 3 人

$$\text{非課税枠} = 500 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 1,500 \text{ 万円}$$

相続税の課税価格に算入する額

$$= 2,500 \text{ 万円} - 1,500 \text{ 万円} = 1,000 \text{ 万円}$$

②は、不適切 ×

遺留分侵害額請求権は、相続を開始を知ったときから 1 年、相続の開始から 10 年で時効となります。

遺留分侵害額請求とは遺言や遺産分割で遺留分が侵害された際に、相続人、受遺者および受贈者に対して侵害された額に相当する金銭を請求できる制度です。

③は、適切 ○

相続税額の 2 割加算とは、相続や遺贈によって財産を取得した人が、被相続人の 1 親等の血族および配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額に 2 割に相当する額が加算されます。

- ・被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した人で、被相続人の配偶者、父母、子ではない人（例示：被相続人の兄弟姉妹や、おい、めいとして相続人となった人）

- ・被相続人の養子として相続人となった人で、その被相続人の孫でもある人のうち、代襲相続人にはなっていない人

孫 E さんは、代襲相続人でない孫（2 親等の血族）なので 2 割加算の対象となります。

《問 15》

相続人等は《設例》の記載のとおり、Aさんの財産を取得した。Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

	妻Bさんに係る課税価格	(①) 万円
	長男Cさんに係る課税価格	2億8,000万円
	長女Dさんに係る課税価格	2,000万円
	孫Eさんに係る課税価格	1,000万円
(a)	相続税の課税価格の合計額	□□□万円
	(b) 遺産に係る基礎控除額	(②) 万円
	課税遺産総額 ((a) - (b))	□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	□□□万円
	長男Cさん	(③) 万円
	長女Dさん	□□□万円
(c)	相続税の総額	(④) 万円

<資料>相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
～	1,000		10%	—
1,000	～ 3,000		15%	50万円
3,000	～ 5,000		20%	200万円
5,000	～ 10,000		30%	700万円
10,000	～ 20,000		40%	1,700万円
20,000	～ 30,000		45%	2,700万円
30,000	～ 60,000		50%	4,200万円
60,000	～		55%	7,200万円

【答え】

相続税額の総額の算出方法（1段階～4段階）

1. 課税遺産総額－相続税基礎控除
2. 各自が法定相続分で相続した場合の各自の課税遺産額算出
3. 各自の課税遺産額に相続税を掛け、相続税額を算出
4. 各相続人が実際に取得した相続分に応じて相続税額を按分

①

妻 B さんに係る課税価格

- ・現金及び預貯金 1,000 万円
- ・自宅（敷地 330 m²） 1,000 万円
- ・自宅（建物） 500 万円
- ・死亡保険金 2,500 万円
- ・死亡退職金 5,000 万円

死亡保険金と死亡退職金は、**非課税枠があります**。
それぞれ「500 万円×法定相続人の数」を控除できます。

法定相続人は 3 人：妻 B さん・長男 C さん・長女 D さん
よって、非課税限度額＝500 万円×3 人＝**1,500 万円**

- ・死亡保険金 2,500 万円－1,500 万円＝500 万円
- ・死亡退職金 5,000 万円－1,500 万円＝3,500 万円

妻 B さんに係る課税価格は

$$1,000 + 1,000 + 500 + 500 + 3,500 = \underline{7,000 \text{ 万円}}$$

したがって正解は、7,000(万円)になります。

②

遺産相続に係る基礎控除額

$$\text{基礎控除} = 3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$$

法定相続人は 3 人：妻 B さん・長男 C さん・長女 D さん
よって、 $3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 4,800 \text{ 万円}$ です。

したがって正解は、4,800(万円)になります。

課税遺産総額＝相続税の課税価格の合計額－基礎控除額

相続税の課税価格の合計額

妻 B さんに係る課税価格	(①) 万円
長男 C さんに係る課税価格	2 億 8,000 万円
長女 D さんに係る課税価格	2,000 万円
孫 E さんに係る課税価格	1,000 万円
(a) 相続税の課税価格の合計額	□□□万円

妻 B：7,000 万円＋長男 C：2 億 8,000 万円＋長女 D：2,000 万円
＋孫 E：1,000 万円＝3 億 8,000 万円

課税遺産総額

$$3 \text{ 億 } 8,000 \text{ 万円} - 4,800 \text{ 万円} = 3 \text{ 億 } 3,200 \text{ 万円}$$

③

相続税の総額の基となる税額

相続税の総額の基となる税額	
妻 B さん	□□□万円
長男 C さん	(③) 万円
長女 D さん	□□□万円
(c) 相続税の総額	(④) 万円

法定相続人は妻 B さん・長男 C さん・長女 D さんの 3 人

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第 1 順位	子	1/2 で均等分	1/2	均等
第 2 順位	直系尊属 父母・祖父母の順	1/3 で均等分	2/3	均等
第 3 順位	兄弟姉妹 第 1・2 がいない	1/4 で均等分	3/4	均等

- ・妻 B さん … $1/2$
- ・長男 C さん … $1/2 \times 1/2 = 1/4$
- ・長女 D さん … $1/2 \times 1/2 = 1/4$

課税遺産総額 3 億 3,200 万円を法定相続分で各人に分配します。

- ・妻 B さん … $3 \text{ 億 } 3,200 \text{ 万円} \times 1/2 = \underline{1 \text{ 億 } 6,600 \text{ 万円}}$
- ・長男 C さん … $3 \text{ 億 } 3,200 \text{ 万円} \times 1/4 = \underline{8,300 \text{ 万円}}$
- ・長女 D さん … $3 \text{ 億 } 3,200 \text{ 万円} \times 1/4 = \underline{8,300 \text{ 万円}}$

次に速算表から各人ごとの相続税額を算出します。

- ・妻 B さん … $1 \text{ 億 } 6,600 \text{ 万円} \times 40\% - 1,700 \text{ 万円} = 4,940 \text{ 万円}$
- ・長男 C さん … $8,300 \text{ 万円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 1,790 \text{ 万円}$
- ・長女 D さん … $8,300 \text{ 万円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 1,790 \text{ 万円}$

したがって正解は、1,790(万円)になります。

④

相続税の総額 = $4,940 \text{ 万円} + 1,790 \text{ 万円} + 1,790 \text{ 万円} = \underline{8,520 \text{ 万円}}$

したがって正解は、8,520(万円)になります。